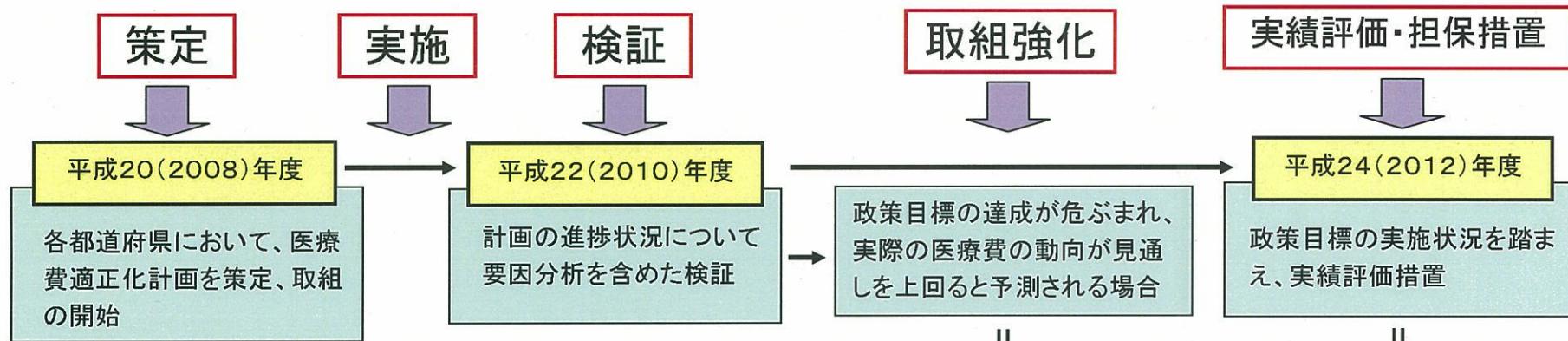


都道府県医療費適正化計画の策定、実施、検証、取組強化の流れ



各都道府県において、医療費適正化計画を策定、取組の開始

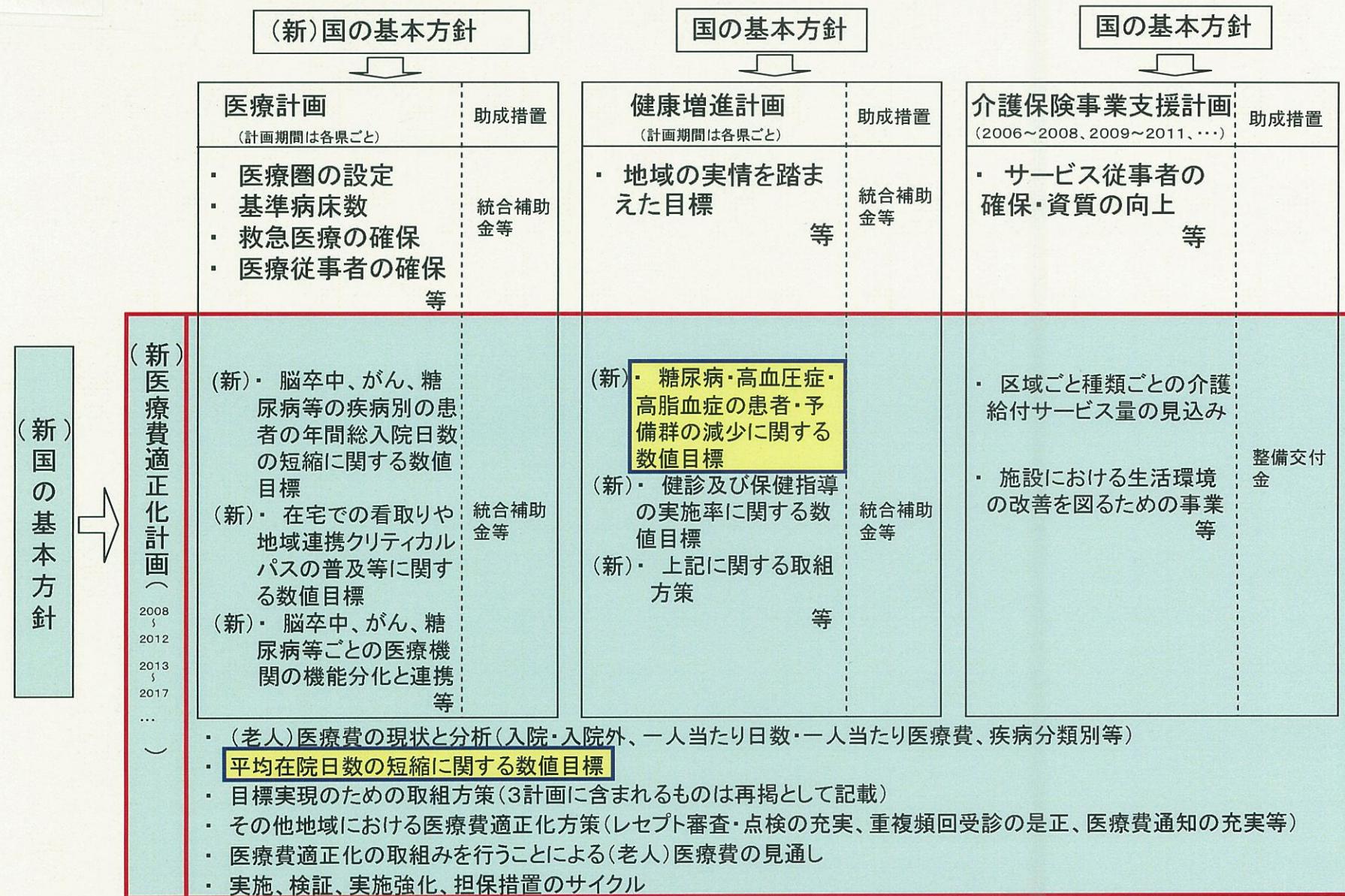
計画の進捗状況について要因分析を含めた検証

政策目標の達成が危ぶまれ、
実際の医療費の動向が見通しを上回ると予測される場合

政策目標の実施状況を踏まえ、実績評価措置

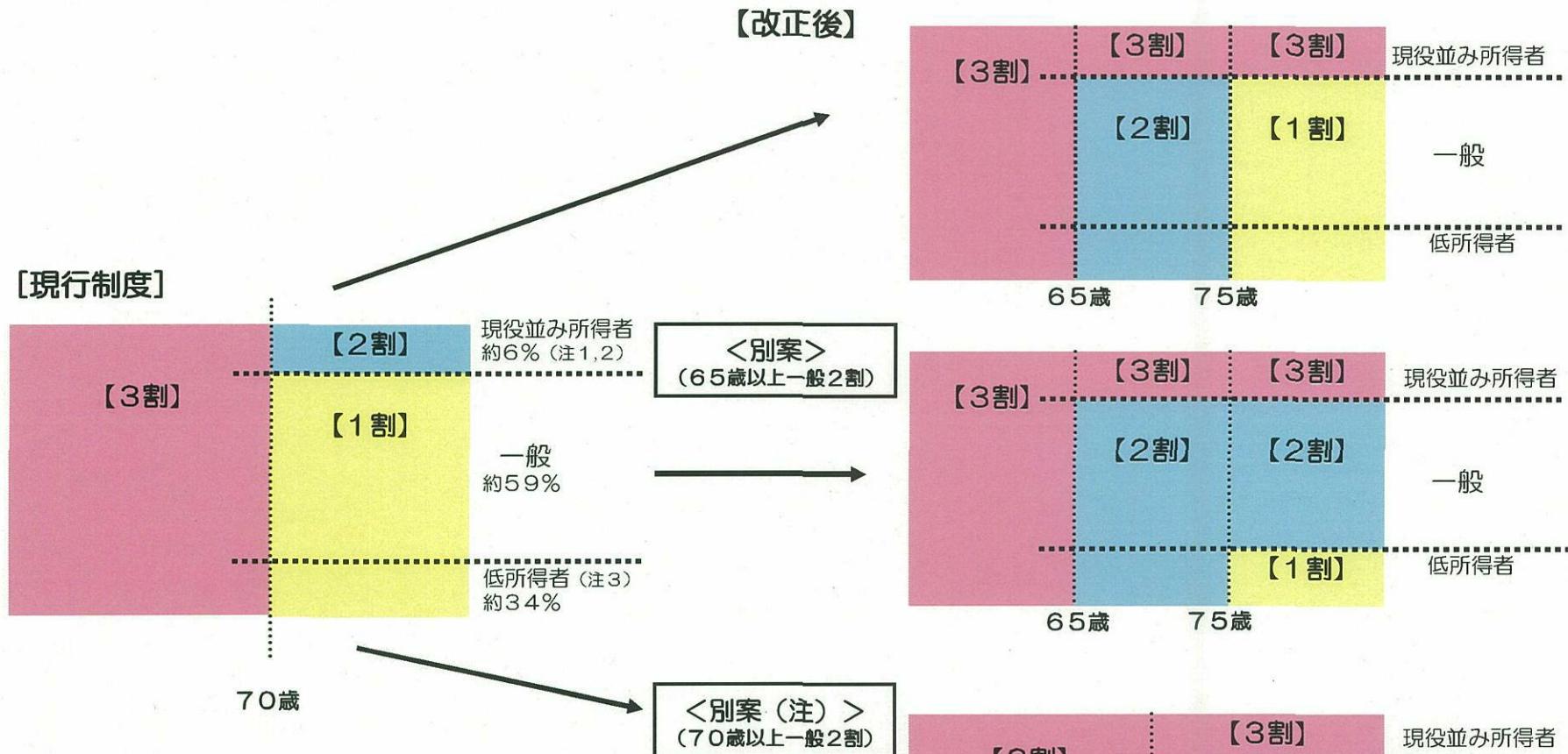
- ・ 健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画の見直しを含め、関係者それぞれの取組を強化。
- ・ 必要があれば、都道府県は国に対し、診療報酬体系に関する意見具申。
- ・ 後期高齢者医療制度及び国民健康保険において、各都道府県の平均在院日数に係る政策目標の実施状況を踏まえ、費用負担の特例を設ける。
- ・ 医療保険者による後期高齢者医療支援金(仮称)の負担額等について、糖尿病等の予防対策に関する政策目標の実施状況を踏まえた加算・減算の措置を講じる。
- ・ 都道府県は、国に対し、医療費適正化に資する特例的な診療報酬の設定について申し出しができることとし、国は、これを踏まえ、当該都道府県のみに適用される特例的な診療報酬を設定することができるることとする。

都道府県における3計画と医療費適正化計画との関係



は医療費適正化計画における政策目標としての位置づけ

高齢者の患者負担



注1) 現役並み所得者：課税所得145万円、標準報酬月額28万円相当以上
(高齢者夫婦世帯の場合、年収約620万円以上)

注2) 平成18年実施の公的年金等控除等の見直しにより、現役並み所得者の最低年収額が下がり、対象者が増加する。

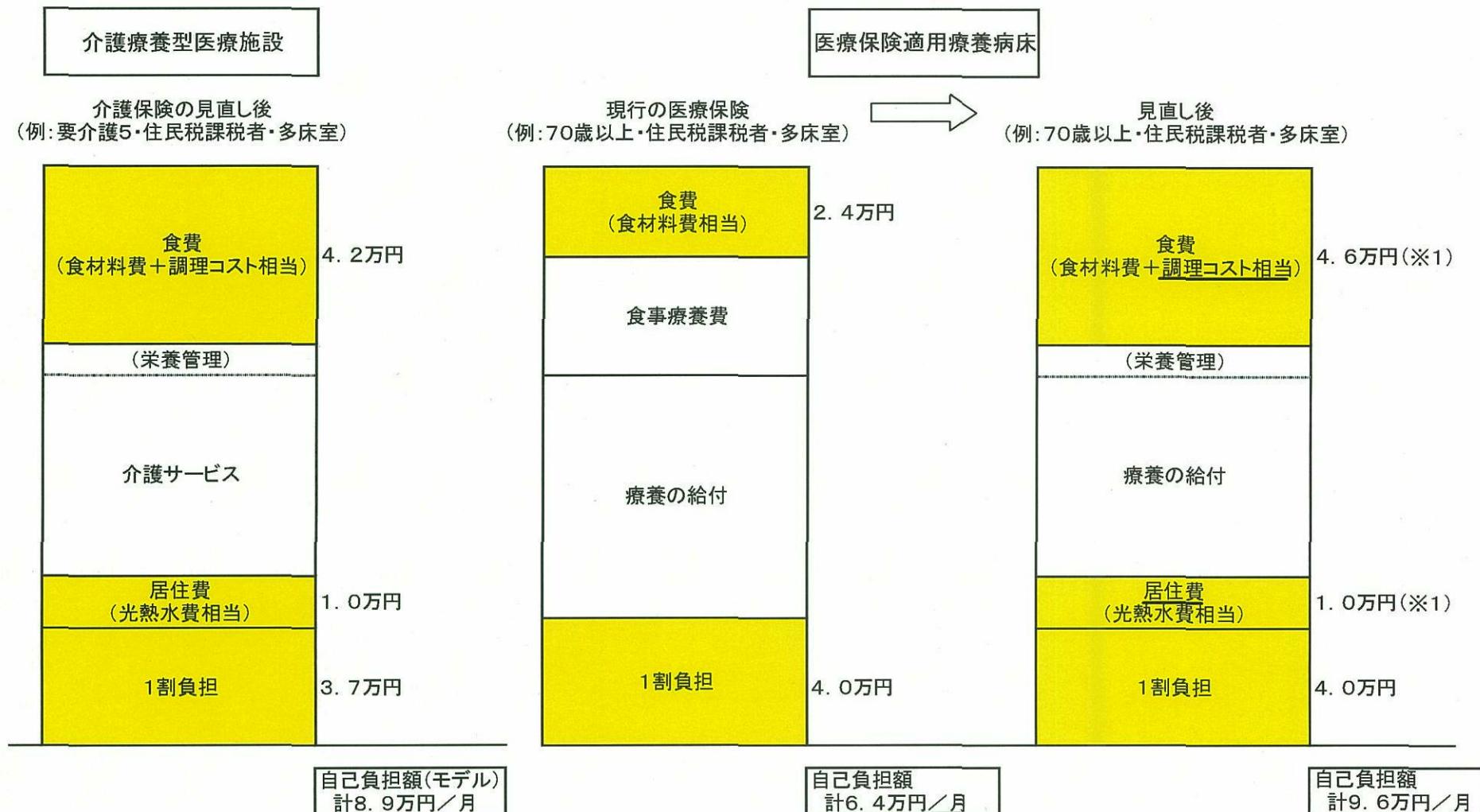
- ・最低年収額（夫婦世帯の場合） 約620万円以上→約520万円以上
- ・現役並み所得者の対象者 約6%（約120万人）→約11%（約200万人）

新たに現役並み所得者となる者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並みに据え置く経過措置を講じる。

注3) 低所得者：住民税非課税世帯



療養病床に入院する高齢者に係る食費及び居住費の負担の見直し



■ は自己負担部分

は療養病床において新たに負担を求ることとするもの

※1 新たに負担を求める部分に係る自己負担額については、具体的な制度設計のあり方等を踏まえて変更があり得る。

※2 医療保険適用療養病床においては、別途、おむつ代負担のほか、180日を超える入院患者(難病等の例外疾病患者を除く。)に係る入院基本料を15%減算し、当該分の負担を求める能够性としている(おむつ代は、平均月額1.5万円程度、入院基本料の15%減算に係る負担は、平均月額3.2万円程度)。

※3 入院基本料の15%減算のあり方については、慢性期入院医療の包括評価のあり方を検討する中で検討する。

資料16

政管健保の平成13年度医療給付費等実績 に基づく都道府県別保険料率の機械的試算

- 70歳未満の者に係る都道府県毎の医療費を基に保険料率を算出した上で、都道府県毎の年齢構成や所得の違いを調整。
- これに、老人保健拠出金等に要する保険料率(37%程度)を全国一律に加えたもの。

	若人医療給付費 分の保険料率(調 整前) (a)	調整の影響			保険料率 (老健拠出金等の所要料 率を加えたもの※)			若人医療給付費 分の保険料率(調 整前) (a)	調整の影響			保険料率 (老健拠出金等の所要料 率を加えたもの※)			
		年齢 調整	所得 調整	計 (b)	(a+b+c)	順位			年齢 調整	所得 調整	計 (b)	(a+b+c)	順位		
全国計	43	—	—	—	80	—		24 三重	42	34	▲0	1	0	79	34
1 北海道	56	1	▲2	▲4	▲6	87	1	25 滋賀	41	37	0	0	1	79	37
2 青森	53	7	1	▲9	▲8	82	14	26 京都	42	32	▲0	1	1	80	25
3 岩手	52	9	▲0	▲7	▲8	81	17	27 大阪	42	31	▲0	2	2	81	18
4 宮城	46	23	1	▲4	▲4	79	30	28 兵庫	43	29	▲0	0	▲0	80	26
5 秋田	53	4	▲1	▲7	▲8	82	9	29 奈良	45	24	▲1	▲2	▲3	80	28
6 山形	44	26	1	▲4	▲3	78	39	30 和歌山	48	16	1	▲4	▲3	82	15
7 福島	47	20	1	▲5	▲4	80	29	31 鳥取	47	18	1	▲4	▲4	81	23
8 茨城	39	39	1	0	1	78	41	32 島根	47	17	▲0	▲3	▲4	81	22
9 栃木	40	38	1	1	1	79	36	33 岡山	46	22	▲0	▲2	▲2	81	19
10 群馬	41	36	▲0	0	▲0	78	42	34 広島	45	25	0	▲1	▲0	82	11
11 埼玉	37	44	▲1	3	2	77	46	35 山口	47	21	▲1	▲2	▲3	81	20
12 千葉	38	42	▲1	3	2	77	44	36 徳島	53	6	0	▲4	▲3	86	2
13 東京	33	47	▲1	8	8	78	38	37 香川	48	14	▲0	▲2	▲2	83	5
14 神奈川	37	46	▲1	6	5	79	35	38 愛媛	48	15	1	▲5	▲4	81	21
15 新潟	44	27	0	▲4	▲4	78	43	39 高知	47	19	1	▲2	▲1	83	8
16 富山	43	30	▲1	2	1	82	16	40 福岡	50	13	1	▲4	▲3	84	4
17 石川	44	28	▲0	1	1	82	12	41 佐賀	53	3	1	▲8	▲6	84	3
18 福井	41	35	0	2	2	80	27	42 長崎	52	8	2	▲8	▲6	83	6
19 山梨	39	40	0	1	1	77	45	43 熊本	51	11	2	▲7	▲5	82	10
20 長野	38	43	▲1	1	0	75	47	44 大分	53	5	0	▲7	▲7	83	7
21 岐阜	42	33	▲0	0	0	79	31	45 宮崎	50	12	2	▲9	▲7	81	24
22 静岡	37	45	0	3	3	78	40	46 鹿児島	51	10	2	▲9	▲7	82	13
23 愛知	38	41	0	3	4	79	33	47 沖縄	54	2	7	▲19	▲12	79	32

※ 老健拠出金分約23%、退職拠出金分約7%、傷病手当金等現金給付分約4%、保健事業に係る費用等分約2%、合計約37%。(c)

注1. 事業所所在地に着目して都道府県を区分している。

注2. 保険料率は総報酬ベースである。

注3. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。